2019.11.15.社会学概論Ⅱ（上村）

上からの政策と下からの連帯――シュモラー、ブレンターノ

　　　　　　　　

Gustav von Schmoller　1838.6.24.～1917.6.27.

経済学者。ドイツ社会政策学派の中心的人物。ベルリン大学教授、上院議員。社会政策学会の創設、「シュモラー年報」の刊行などにより学界を指導。経済的自由を前提とした上で、階級闘争から独立した官僚制による弱者保護の社会政策を主張した。「方法論争」（歴史か理論か）と「価値判断論争」（倫理主義か価値自由か）におけるメンガーやヴェーバーの敵役として名を残すが、彼自身の実証的・実践的な方法論も独自の意義をもっている。

Ludwig Josef (Lujo) Brentano　1844.12.18.～1931.9.9.

経済学者。ドイツ社会政策学派の自由主義的左派。ミュンヘン大学教授。シュモラーらと社会政策学会を創設。何回かの渡英とイギリス経済史研究を通じて、自由貿易主義と労働組合主義の理論的信奉者となる。経済的自由を完全に実現するためにこそ、弱い立場にある労働者の団結権を承認する必要があると主張。国家による社会政策よりも、労働者の自助組織による「下からの」社会改良に期待を託した。日本の福田徳三は彼の高弟の一人。

１．社会政策を実施する根拠は何か？

「中世末期に姿を現し、実質的に今日になって完成した偉大な国民国家が形成されてはじめて、われわれが国民経済と呼ぶものの成立が見られたのである。近代の言語や文芸、近代の軍隊・財政・行政・統治組織が国民形成にたいして原因として働き、また結果として随伴したが、同じことを国民経済についてもいうことができる。すなわち、人々がVolkswirtschaft、political economy、économie politiqueについて語るとき、その念頭にあるのは国民国家という偉大な社会体の経済的側面である」（シュモラー『国民経済、国民経済学および方法』8頁、訳文改変）。

「商品とサービスのための自由な国内市場、移住の自由、国民的分業、近代的交通手段は一国の個別経済を、かつての隣人経済のように結びつけている。今日ではすでにこうした結びつきは国家を超えて世界経済をつくり出しているが、それを結んでいる糸は国内の糸に比べればまだ弱く、現在は国民経済がやはり最大の問題である」（同10頁）。

「人格的自由、社会秩序、正義、個人と社会の完成、平等、全体のための献身的犠牲といった理念…は抽象的な目標であって、現実生活においてそのうちのひとつだけが一面的に注目されれば、かならず濫用や誇張をもたらすのである。…あらゆる自由は同時に秩序を、あらゆる平等は全体と進歩のための多様性を前提とする。今日、政治的・国民経済的論議のなかで行われているように、自由とか、正義とか平等とかを、そこから非情で厳密な論理によって正しい行為を演繹的に導き出すことができる孤立した最高原理だと主張する人々は、以上のような倫理的命題のもつ本当の性質を見誤っている」（同34頁）。

「価値判断は主観的でありうるが、しかし、主観的価値判断とならんで客観的価値判断も存在するのであって、そこにはたんに個々の人々や学者だけでなく、大きな共同体、諸国民、時代、さらには全文化世界が関与するのである。価値判断はたんに党派・階級・利害関係者の判断や理想だけである、と考えている人は、ヴェーバーが正しいと判断するであろう。だが、科学と生における倫理的・政治的な一面的理想にたいして、客観的判断がますます勝利することを確信している人は、それが科学に入り込むことを、ヴェーバーのようには軽蔑しないであろう」（同175頁、訳文改変）。

「諸国民は人種、到達した経済段階、精神的・倫理的な発展に応じて、それぞれ異なったものを善とみなしてきたが、これは当然である。善というものはつねに生成するものであり、どの時代もそれぞれの義務、それぞれの徳、それぞれの倫理的な善・目的を有する。また、さまざまな国民階層にとって、善は絶対にひとつではなく、まして諸個人全体にとってはなおさらそうである。しかし、倫理的価値判断によって要求される行為としての善は、問題とされるべきあらゆる事情を勘案しても、行為者の生にたいして、つかの間の幸福や利益をもたらすものよりも、つねに全体としてもっと有益な作用をもたらすものである。すなわちそれは、個人の繁栄とともに、家族・自治団体・民族同胞の繁栄をも考慮するだけでなく、さらには、同時に国民・国家・人類を視野に入れた行為にほかならない」（同176頁）。

２．国家は格差拡大にどう対処すべきか？

「私は…手工業への殺到が、…現実の長期的な経済的需要に必ずしも対応しているものではない、ということを指摘しておきたい。人口の急速な増加につれて手工業への流入が容易に生ずるのであるが、その原因は営業の長期的需要にではなく、心理学的・道徳的性質をおびた、ならびに一時的な経済的種類の別の事情にある〔家業だから、楽だから、徒弟を採用したほうが安上がりだから、など〕」（シュモラー『19世紀ドイツ小営業史』、田村信一『グスタフ・シュモラー研究』121頁）。

「最も有能な親方――彼らは胆汁質で精神的・肉体的に最も強力な資質をもち、諸関係の圧迫のなかでむしろ自己を高揚させる――、それは自己独行の人self made manであり、…営業の自由の賛同者であり、政治的にはほぼ完全にリベラルな人々である。大工場の所有者にまで立身出世する人々は、つねに彼らのなかから出てくるのである」（同130頁）。

「その反対に大多数の小親方は、日々の窮状を脱け出せないだけでなく、昔ながらの物の考え方を脱却していない人々である。彼らは、単に怠惰で粘液質であるばかりでなく、どこでも圧倒的な中級品の人間である。彼らのなかには相続財産で裕福になった者…が数多く存在する。彼らは父祖と同じように手工業を営もうとする。彼らは新しい時代を理解せず、かつて手工業はもっと良い状態にあった、という朧気な記憶をもっている」（同）。

「今や必然的に大規模な工場経営に帰属する営業と、手工業・家内工業に残されているそれとを区別しなければならない。前者の範囲の営業活動に対して、およそ人為的に小営業を維持しようと欲しても、それは全く非難すべきことであろう。そこでは工場制度を受け入れねばならない。ただし、労働者層が現在の多くの悲惨な状況から救出されるような姿をとって」（同132頁、訳文改変）。

「我々は、このような新しい営業・交通生活の秩序の特定の側面を、つねに国家・法・強制・刑罰の保護の下に置かなければならないのですが、このことの目的は…盲目的な力をもつ社会闘争を浄化して自由な人間の相互作用に転化するためであり、個人の形式的自由を、倫理的・精神的に十分に陶冶された自主的責任をもつ個人の実質的、内面的で真実の自由に引き上げるためなのです」（シュモラー「営業法の改革」。田村信一『グスタフ・シュモラー研究』157頁、訳文改変）。

「事実上の独占が、個々の優越した人に全く異常な利潤を作り出すことを許すならば、それは不公正です。弱者・児童・婦人が利用し尽くされて、あるいはその労働力が過剰に消耗されて、この家族の将来が世代と共に蝕まれるならば、それは不公正です。広範囲の営業生活において、賄賂や詐欺がより多くの収益をもたらすならば不公正であり、食料品のどんな変造も刑罰に値しない全くあたりまえのことだとされれば不公正であり、会社の設立者や取締役会が株式を際限なく高くして儲けるならば不公正です。労働契約において、一方が他方に条件を命令すれば、すなわち労働者が貧困のために、我慢ならなくても工場規則のすべての条文に耐えることを強制されるとすれば不公正であり、また、労働者が目下の切迫した雇用状態を、企業家に対する野蛮と暴力のために利用することも不公正なのです」（同158頁、訳文改変）。

３．労働組合は社会政策の主体になれるか？

「他の学問領域の研究者には理論と仮説を実験によって実地に検証することが許されているのに、経済上の学説の検証には実験室が欠けているとは、この分野で仕事をする者のあいだですでにしばしば聞かれた一つの嘆きであった。ところでこの種の嘆きは、イギリス人研究者の口から出るのであれば全く正当であるかもしれないが、しかしわれわれ大陸の研究者にとってはそうだとは言えない。われわれにとっては、まぎれもなくイギリスは言わばこの種の実験室なのである」（ブレンターノ『イギリス労働組合史』ⅲ頁）。

「われわれがギルドについてもっている最も古く、しかも確実で詳細な報告はイギリスのものである。…このギルドはクヌート王（1016～35年）の盟友オルシイによって、神と聖ペトロを讃えてアボッツベリイで設立され、また財産を豊かに授けられた。その目的とするところは、規約によれば、とくに病気のギルド兄弟の援助と看護、死亡した兄弟の遺骸の埋葬であり、また礼拝式を挙げ、死者の霊のために祈りを唱えることであったようである。さらに毎年、聖ペトロの祭日に、この団体は守護神を讃えて共同の礼拝のために集まった。それには共同の宴飲会がつきものであり、貧者もまた祭りの喜びにあずかれるように祭りの当日に喜捨を受けた。このためにギルド兄弟は「よく吟味され立派に焼きあげられた」パンの寄進を前夜にしなければならなかった。会食には会長と会食幹事の承諾があってはじめて客が招かれた。敵愾心から兄弟の一人が他の兄弟によって侮辱されるようなことがあれば、それはギルドの仕きたりによって処罰され、さらに侮辱を受けた相手に対しても罪の償いがされなければならなかった。なにかの役目を引き受けながら、しかしそれを忠実に履行しなかった者も厳しく罰せられた」（同1頁）。

「〔イギリスの労働組合は古いギルドと〕同じ動機から、そして同じ目的のために――すなわち一つの古い体制の解体時に、この秩序崩壊に苦しんだ人たちのあいだで、独立と秩序を維持する目的のために――成立したことを立証できるならば、…〔労働組合はギルドの〕後継者であることを正当化するばかりでなく、それが現に存在することの正当性をも立証できると考える」（同113頁、訳文改変）。

「労働組合組織の性格、活動および将来を判断しようとするならば、それが最も発達をとげたところでの労働組合を研究すべきだろう。そこで私は…現代の労働組合の典型を提示しよう。それはかの有名な合同機械工組合である。その組織は［熟練を要する］職業の貴族から成っており、職業の資格に関する顕著かつ不変の自覚をもって、労働者階級の進歩の先駆者として発展してきた」（同166頁、訳文改変）。

「〔マンチェスター機械工組合の1834年規約によれば、その目的は〕労働者という彼らの職業に結びついているところの特定の不利益に対して労働者を守ることである。第一に、失業中の組合員を援助すること、彼らが求職のために旅行できるようにすることである。第二に、自己の責任ではなしに就業継続を妨げるような事故に遭遇した組合員を援助することである。第三に、組合員が死亡した時にはその遺族に、組合員が妻を亡くした時には彼自身に、埋葬費を給付することである」（同170頁、訳文改変）。

「酩酊、異常行為または破廉恥行為の結果で失業した場合、組合員は「餞別」すなわち失業手当を受けることはできない。職を求めて旅行している組合員は、組合から与えられた援助を怠惰のうちに浪費することのないよう、特別に監視される。事故に対する援助は、それが飲酒またはそれに類似した自己過失によって引き起こされたものでない場合にのみ支給される。死亡時の援助の場合、組合員が正式に結婚した妻と暮らしていたこと…が特に重視される」（同177頁、訳文改変）。

「短期間のうちに疾病共済組合は行き詰ってしまった。…労働組合を除名された者はすべて、同時に疾病共済組合からも除名される。…また、若い組合員は疾病共済組合に決して加入しない。…したがって、共済組合に加入するのは年長の病気がちな組合員に限られている。組合員の数が少ないほど、また病人が多いほど、拠出金はより多額になってしまう。拠出金が高くなるほど加入者は少なくなる。このことは、疾病共済組合の有効性、信頼性および連帯性を弱めることになる」（同179頁、訳文改変）。

文献

シュモラー『国民経済、国民経済学および方法』（日本経済評論社、2002年〔原著1911年〕）

◎ブレンターノ『現代労働組合論（上）イギリス労働組合史』（日本労働協会、1985年〔原著1871年〕）

ブレンターノ『わが生涯とドイツの社会改革――1844～1931』（ミネルヴァ書房、2007年〔原著1931年〕）

◎田村信一『グスタフ・シュモラー研究』（御茶の水書房、1993年）